

預り金等管理契約書

社会福祉法人渡良瀬会が設置する (以下「施設」という。) の利用者 (以下「甲」という。) と施設の管理者 (以下「乙」という。) は、社会福祉法人渡良瀬会預り金等管理規程 (以下「管理規程」という。) に基づき、甲の所有する金銭等の管理について、次のとおり契約する。

(目的)

第1条 甲は、甲の所有する金銭等の管理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 前項の管理の対象とする金銭等 (以下「預り金等」という。) は、管理規程第6条に定める範囲内とし、その内訳は、乙が甲へ交付する預り書に記載のとおりとする。

(管理事務の範囲)

第2条 乙が行う預り金等の管理は、管理規程第7条に定める範囲内とする。

2 乙が預り金等を管理する間に、預り金等の現金通貨の額又は預貯金通帳の残高に増減が生じても前条の預り書の記載内容は変えないものとする。

(管理期間)

第3条 乙が預り金等を管理する期間 (以下「管理期間」という。) は、この契約締結の日から最初の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理期間満了の2週間前までに甲からこの契約を解除する又は継続しない旨の申出がない場合は、管理期間を更に翌年の3月31日まで1年間延長する。なお、その後においても同様とする。

(管理事務費用)

第4条 甲は、管理事務費用として、毎月金 円を乙へ支払わなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき管理期間が延長された場合、前項の規定にかかわらず、乙は、管理規程第9条の規定に基づき、新たな管理事務費用の額を定め、甲は、これを支払うものとする。

(追加管理)

第5条 甲は、第1条の預り書に記載の預り金等に追加して金銭等の管理を乙に委託することができ、乙は、これを受託する。ただし、その対象は、管理規程第6条に定める範囲内とする。

2 前項の場合において、乙は、新たな預り金等の内容を記した預り書を甲へ交付するものとする。

(保管)

第6条 乙は、預り金等の管理に当たっては、現金通貨は金融機関の甲名義の預貯金口座へ預け入れ、預貯金通帳及び印章はそれぞれ別の施錠できる金庫等へ保管しなければならない。

2 前項の場合において、金融機関の甲名義の預貯金口座がない又は甲名義の預貯金口座はあるが施設等の周辺にその金融機関の店舗がない場合は、管理規程第10条の規定に基づき、新たな甲名義の預貯金口座を開設して管理する。

(通知)

第7条 乙は、甲があらかじめ指定した者へ四半期ごとに預り金等の管理状況を通知する。

(開示)

第8条 乙は、甲又は前条の規定に基づき指定された者から預り金等の管理状況について開示を求められた場合、預り金等に係る帳簿その他の関係書類を閲覧させなければならない。

(解除)

第9条 甲は、管理規程第25条の規定に基づき、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲からこの契約の解除の申出があった場合又は甲が施設等を利用しなくなった若しくは死亡した場合、預り金等の管理を解除し、預り金等を甲又は甲があらかじめ指定した者へ返還する。

(秘密保持)

第10条 乙は、正当な理由がなく業務に関して知り得た甲の秘密及び個人的情報を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に基づく預り金等の管理を怠り甲に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する。ただし、乙が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、この限りでない。

(通報)

第12条 乙は、甲の親族又は法定代理人が甲の財産を不当に処分又は不当に財産上の利益を得ていると疑うに足りる相当の事由がある場合、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に従い、速やかに通報しなければならない。

(補則)

第13条 この契約に定めがない事項又はこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、管理規程の規定に従うほか、甲と乙とが誠意をもって協議し、定めるものとする。

甲と乙は、この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(署名代行者)

私は、以下の理由により甲に代わり署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

理 由 _____

(乙)

住 所 _____

法 人 名 _____

施 設 名 _____

管理者名 _____ 印